令和５年第２回弥彦村議会（３月）臨時会

議　事　日　程　（第１号）

令和５年３月３０日（木曜日）午前１０時開会

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定
日程第　３　村長招集挨拶
日程第　４　議案第３０号　弥彦村議会議員及び弥彦村長の選挙ポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　５　議案第３１号　弥彦村総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
日程第　６　議案第３２号　弥彦村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　７　議案第３３号　弥彦村農業振興地域整備促進協議会設置条例を廃止する条例について
日程第　８　議案第３４号　弥彦村観光開発審議会条例を廃止する条例について
日程第　９　議案第３５号　弥彦村温泉条例の一部を改正する条例について
日程第１０　議案第３６号　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第１５号）
日程第１１　議案第３７号　令和４年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第６号）
日程第１２　議案第３８号　令和５年度弥彦村一般会計補正予算（第１号）
日程第１３　議案第３９号　令和５年度弥彦村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
日程第１４　議案第４０号　弥彦村認知症高齢者グループホーム新築工事請負契約の締結について
日程第１５　議案第４１号　弥彦競輪場鹿苑側入場口新設工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１０名）

１番	樋浦久夫	２番	花井譲温
３番	那須裕美子	４番	丸山浩
５番	古川七郎	６番	板倉恵一
７番	柏木文男	８番	小熊正
９番	本多隆峰	１０番	安達丈夫

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	本間芳之	総務部長	志田　馨
産業部長	髙橋信弘	総務課長	斎藤雄希
デジタル行政推進課長	宇野　誠	住民課長	小出将浩
福祉課長	坂爪明博	健康推進課長	松井裕美子
農業振興課長	鈴木光英	観光商工課主幹	丸山竜一
建設企業課長	丸山栄一	公営競技事務所長	柳川治美

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤和恵	書記	春日史子

◎開会の宣告

○議長（安達丈夫議員）　おはようございます。

ただいまから、令和５年第２回弥彦村議会３月臨時会を開会いたします。

（午前１０時００分）

◎開議の宣告

○議長（安達丈夫議員）　ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（安達丈夫議員）　本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。ご協力のほどお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（安達丈夫議員）　初めに、日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

５番　古　川　七　郎　議員

６番　板　倉　恵　一　議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期については、本日１日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

したがって、本臨時会は、本日１日限りとすることに決定しました。

◎村長招集挨拶

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第３、村長から招集のご挨拶をお願いいたします。

村長。

○村長（本間芳之）　本日は、３月定例議会閉会後間もない中、臨時議会の開催をお願いしたところ、全員のご出席、誠にありがとうございます。

本臨時会に提案させていただきますのは、条例の改廃、補正予算、契約の締結となっておりま

す。いずれの議案も緊急性の高いものであることから、臨時会の開催をお願いしたものであります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安達丈夫議員）　ありがとうございました。

◎議案第３０号～議案第４１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第４、議案第30号　弥彦村議会議員及び弥彦村長の選挙ポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第15、議案第41号　弥彦競輪場鹿苑側入場口新設工事請負契約の締結についてまでの条例６案件、令和４年度補正予算２案件、令和５年度補正予算２案件、その他２案件、以上12案件を議題といたします。

これより提案者から12案件について、提案理由の説明を求めます。

それでは、村長。

○村長（本間芳之）　令和５年第２回弥彦村議会３月臨時会の開会に当たり、ご提案いたします議案の要旨をご説明いたします。

議案第30号　弥彦村議会議員及び弥彦村長の選挙ポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例につきましては、弥彦村議会議員及び弥彦村長の選挙における選挙ポスターの掲示について、国・県選挙と同様に公職選挙法第144条の２に基づく準義務制に変更する改正を行うものでございます。

議案第31号　弥彦村総合計画審議会条例の一部を改正する条例、議案第32号　弥彦村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議員の申合せ事項、執行機関の審議会等委員への就任自粛に伴い改正を行うものでございます。

議案第33号　弥彦村農業振興地域整備促進協議会設置条例を廃止する条例につきましては、議員の申合せ事項、執行機関の審議会等委員への就任自粛及び農業振興地域の整備に関する法律施行令において協議会設置の定めはなく、協議会がなくても弥彦農業振興地域整備計画の変更等が可能であることから廃止するものでございます。

議案第34号　弥彦村観光開発審議会条例を廃止する条例につきましては、議員の申合せ事項、執行機関の審議会等委員への就任自粛及び弥彦村観光開発審議会は近年設置の実績がなく、審議会がなくても観光開発計画の協議が可能なことから、廃止をするものでございます。

議案第35号　弥彦村温泉条例の一部を改正する条例につきましては、議員の申合せ事項、執行機関の審議会等委員への就任自粛に伴い、改正を行うものでございます。

議案第36号　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第15号）につきましては、既定の歳入歳出の総額59億9,008万円に歳入歳出それぞれ１億7,497万9,000円を追加し、総額を61億6,505万9,000円とするものであります。

歳入といたしましては、10款地方交付税4,004万6,000円、14款国庫支出金１億1,243万3,000円、21款村債2,250万円であります。

歳出といたしましては、２款総務費１億9,389万4,000円、14款予備費、減1,891万5,000円であります。

今回の補正は、令和４年度国補正予算のデジタル田園都市国家構想交付金事業に採択されたことから計上するものであります。

第２条の繰越明許費補正につきましては、年度内に事業を完了することが難しいため、繰越明許費を設定するものであります。

第３条の地方債の補正につきましては、当該事業に充当するため、所要額を補正するものであります。

議案第37号　令和４年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第６号）につきましては、競輪場鹿苑側入場口新設工事施工箇所に埋設している給水管の移設工事について、年度内に事業を完了することが難しいため、繰越明許費を設定するものであります。

議案第38号　令和５年度弥彦村一般会計補正予算（第１号）につきましては、既定の歳入歳出の総額43億6,000万円に歳入歳出それぞれ9,735万円を追加し、総額を44億5,735万円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、14款国庫支出金9,655万円などであります。

歳出の主なものといたしましては、４款衛生費9,403万円などであります。

今回の補正は、マイナンバーカード交付事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係るものであります。

議案第39号　令和５年度弥彦村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）につきましては、特定健診受診率向上対策事業委託が令和６年までの複数年契約となることから、債務負担行為を設定するものであります。

議案第40号　弥彦村認知症高齢者グループホーム新築工事請負契約の締結につきましては、ミサワホーム北越株式会社と契約を締結するものであります。

議案第41号　弥彦競輪場鹿苑側入場口新設工事請負契約の締結につきましては、大門建設株式会社と契約を締結するものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、十分ご審議の上、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

令和５年３月30日、弥彦村長、本間芳之。

○議長（安達丈夫議員）　ありがとうございました。

これから質疑を行います。

質疑、討論、採決は１案件ごとに行います。

まず、日程第４、議案第30号　弥彦村議会議員及び弥彦村長の選挙ポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例について、ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

本案は、会議規則第39条第３項の規定により、委員会付託を省略することについて採決いたします。

お諮りします。本案は委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

したがって、本案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております議案第30号について、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第５、議案第31号　弥彦村総合計画審議会条例の一部を改正する条例について、ご質疑はありませんか。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

本案は、会議規則第39条第３項の規定により、委員会付託を省略することについて採決いたします。

お諮りします。本案は委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

したがって、本案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております議案第31号について、起立によって採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第６、議案第32号　弥彦村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

本案は、会議規則第39条第３項の規定により、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。本案は委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

したがって、本案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております議案第32号について、起立によって採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第７、議案第33号　弥彦村農業振興地域整備促進協議会設置条例を廃止する条例について、ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

本案は、会議規則第39条第３項の規定により、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。本案は委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

したがって、本案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております議案第33号について、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第８、議案第34号　弥彦村観光開発審議会条例を廃止する条例について、ご質疑はありませんか。

樋浦議員。

○１番（樋浦久夫議員）　先般の議案の説明会でのお話でございますけれども、実効性の喪失により廃止するものとありましたが、この実効性の喪失というのをもう少し詳しく教えていただきたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（安達丈夫議員）　産業部長。

○産業部長（髙橋信弘）　それでは、ただいまの樋浦議員の質問に対しましては、私のほうからお答えしたいと思います。

この条例につきましては、昭和46年12月制定以降、半世紀が経過しておりまして、過去には審議会等などが開催されたかもしれませんが、近年は開催された形跡もなく形骸化しており、実質的に機能していないものと思われます。

今回、議員さんの就任自粛のタイミングがちょうどよい機会と捉え、このたび廃止とするものでございます。

今後、議員さんを必要とする審議会的なものを開催するときは、観光関係者や、あと地域住民等なども含めまして、新たに立ち上げたいと思います。

あと、補足になるんですけれども、議会の場でちょっと推測として物を申し上げるのは大変失礼なんですけれども、最初にこの条例ができたのが昭和41年になっております。当時、弥彦山スカイラインの計画が立てられた頃であり、一部改正された先ほどの46年は、スカイラインが開通した頃、正確な開通は45年４月というふうになっておりますけれども、開通された頃と重なりますので、弥彦村で大きな観光資源が生まれる、または計画されるときに審議会を開いたのではないかと推測いたします。この条例もそれをきっかけに立ち上げたのではないかというふうに考えております。

その後、近年の大きなものといたしましては、大谷村政のときの平成の湯治場構想、これちょっと私、正確な名前が分からないもので、そのように聞いておりますけれども、あとは小林村政のときのおもてなし広場などがあります。いずれの計画にいたしましても、当時の村長のほうからは、この審議会に対して諮問された実態はなく、審議会が開催されませんでした。説明会のと

きに、樋浦議員のほうからもお聞きされた内容といたしましては、開かなかったというふうなのが妥当ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　樋浦議員。

○１番（樋浦久夫議員）　親切なご指摘ありがとうございました。

私は、今部長さんのほうからも、おもてなし広場のことがお話しくださいましたけれども、七、八年前におもてなし広場の建設があった訳でございますよね。この際に、なぜこの審議会を開催しなかったというのがすごく疑問に思っておりまして、その点をもう一回お願いしたいんでございますけれども、開催する必要がなしというふうにみなしたのでありましょうかね。

○議長（安達丈夫議員）　産業部長。

○産業部長（髙橋信弘）　ただいまの質問ですけれども、こちらの審議会は、計画性に対して村長のほうから審議会のほうに諮問するような形で開かれることですので、当時の村長の判断ですので、ちょっと私のほうではちょっとどのような考えからのかというのは分からないというのが正直な答えになります。

○議長（安達丈夫議員）　樋浦議員。

○１番（樋浦久夫議員）　このおもてなし広場につきましては、私当時商工会におりまして、商工会に１回の説明が、ただ１回の説明があったんです。あと、住民に対しての説明も全然なかったし、このような審議会があるのであれば、当然大勢の皆さんからもご意見を聞いて、そして建設するのが妥当な判断だったのではないかなというふうに思う訳でございます。

今後、このような審議会が必要ないということで廃止になる訳でございますけれども、住民説明を懇切丁寧にやって、住民の賛同を得て、そして建設をこれからはやっていくんだよという、そういう村の姿勢を示すものなのかなというふうに解釈してよろしいでございましょうか。

○議長（安達丈夫議員）　産業部長。

○産業部長（髙橋信弘）　ただいまの質問に関してですけれども、村長のほうでもいろいろ申し上げていますように、いろいろな事業に対しては、今後必要であれば審議会とか、あとはプロジェクトチームなどを立ち上げて、住民を含めて説明のほうは、住民に議論、それから説明をしていくというふうなお話ですし、ただこの条例につきましては、先ほどちょっと申し上げさせていただいたんですが、昭和46年からその当時の条例のままで来まして、現在の状況には合わないというふうな形ですので、今後必要なものに関しましては、新たに条例なり、要綱、規則なりを作成しまして、そちらのほうで対応していきたいというふうに考えております。

○議長（安達丈夫議員）　何回終わりましたか。

〔「３回目」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　どうぞ。

〔「オーケーですか」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　はい。

○１番（樋浦久夫議員）　是非、今産業部長さんのお答えになった方法で、今後の事業は一つ住民説明をしっかりとして、事業を行ってほしいというふうに要望をいたします。

あと、もう一つ、事務的なことなんですけれども、令和５年５月１日から施行するというのは、何か４月から施行を、ほかのものもあるんですけれども、施行できないで、５月１日施行というのはどういう理由でございましょうかね。

総務部長さんでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　ちょっと待ってくださいね。

３回超えていますので、追加の質問を願いますか。

〔「これで終わります」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　じゃ、質疑を許可しますので、これが最後になりますので。

じゃ、総務部長さん。

○総務部長（志田　馨）　今ほどの質問ですけれども、今、現議員さんの任期が４月30日となっておりますことから、全て審議会委員等については５月１日からの施行ということでさせていただいております。

○議長（安達丈夫議員）　ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫議員）　しばらくしてないようです。

質疑なしと認めます。

本案は、会議規則第39条第３項の規定により、委員会付託を省略することについて採決いたします。

お諮りします。本案は委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

したがって、本案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております議案第34号について、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第９、議案第35号　弥彦村温泉条例の一部を改正する条例について、ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

本案は、会議規則第39条第３項の規定により、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。本案は委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

したがって、本案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております議案第35号について、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第36号　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第15号）について、ご質疑はありませんか。

小熊議員。

○８番（小熊　正議員）　先般の議案説明会の中で、デジタル行政推進課長にお尋ねしますが、除雪車位置管理システム構築業務委託料についてご説明がありましたが、除雪車の位置がどこで作業されているか、そういうものをリアルタイムに位置が把握できるようなシステムということであると思われますが、内容としましては、どこどこに今除雪をされていると、だけど地域の方からこの辺も早急に除雪をしていただきたいとかという要望があったときに、その地域の担当されている除雪車業者の方にすぐ連絡が取れることも可能なものなのか、それとも全村の中に作業車がどの地域に稼働しているというだけのものなのか、その辺連絡が、いろんな問題が起きたとき、除雪車に対応することが可能なシステムなのかどうかをお尋ねしたいと思いますが。

○議長（安達丈夫議員）　デジタル行政推進課長。

○デジタル行政推進課長（宇野　誠）　それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

システムの概要について改めてお話をさせていただきますけれども、各除雪車に専用アプリをインストールしたスマートフォンを搭載することで、それぞれのスマホのＧＰＳから位置情報を

取得するものです。

そのユーザーは村民の皆さんですけれども、パソコンないしスマートフォンからＧＩＳ、これは位置情報システムということで、令和４年度に当課で整備をしてきたものになるんですけれども、そのＧＩＳ上にアクセスをしていただいて、これはインターネット上の特定のページをクリックしていただくようなイメージで、ホームページから入っていただくものと想定しておりますけれども、そのＧＩＳシステム上でリアルタイムで除雪車の位置を確認ができるというものなんですけれども、そのＧＩＳ上ではベースマップ、これは国土地理院から提供されている基本となる地図があるんですけれども、その地図上に除雪路線、あらかじめこの車両はどこを除雪するという範囲が決まってございますので、その除雪路線をお示しした上で、更に取得したそれぞれの除雪車の情報というのを時間単位ごとに、例えばこれが５分なのか10分なのかというのは今後の協議で決めていくところですけれども、時間ごとにプロットしていって、除雪車がどのように動いたかが分かるようにすることで、皆さんに除雪の進捗状況を把握していただけるシステムになるものと考えております。

ご質問の部分ですけれども、このＧＩＳ、除雪に限らず、例えば道路の破損状況だとか、例えば廃棄物が違法に投棄されていただとか、そういったものをスマホから投稿する機能というのをＧＩＳシステム自体に搭載する予定ですので、この除雪に関しても、この路線まだ除雪が終わっていないといったものをスマートフォンから直接写真データとして送っていただくことで、大雪が降るとどうしてもまだ除雪が来ていないとか、除雪の仕方が甘いだとか、そういったお電話もいただいていたところ、お電話いただかなくてもシステム上でご要望を伝えていただくことができると思います。

それで、除雪のオペレーターに対して、村民の皆さんが直接連絡を取れるかどうかという点なんですけれども、これはそのシステムを操作する人間が別におりまして、そのいただいたご要望を別途オペレーターにお伝えするという形を考えております。除雪車というのは振動が大きいですし、音も大きい音が出ておりますので、そもそもオペレーター本人に対してリアルタイムに情報を伝えるということがなかなか難しいと思われますので、別の人間が情報を把握して、オペレーターに、路線が終わってからなのか、作業が終わった段階で情報を伝えられるという形を想定しているところでございます。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　小熊議員。

○８番（小熊　正議員）　そういう情報を把握するには、こういうＧＩＳシステムはよろしいかなと思うんですが、実際に除雪をする方にとりましては、時間的にも深夜であったり、雪の量も非常に多いときとか、いろんな問題があったり、作業にもいろいろ支障が出るような状態で、そういう把握されるところに除雪作業に問題がなく、ただシステムのほうの画面上でどこにどなたかいるというだけの管理ならいいですが、実際に現場で除雪される方に、今どうだとか、その状況に応じてまたお願いするとか、状況の説明を求めるようなことは作業する方にとっては大変問題

であり、そういうシステムであれば逆にないほうがやりやすい部分もあると思われますんで、その辺もせっかくいいシステムを導入される訳ですから、お互いに作業効率がよくなるためにはどのような方法で見て、あそこに行ったほうがいいとか、いろんな指示が出せるようなシステムを導入するのであれば非常にありがたいなと思っておりますが、その辺も含めた方向でいくシステムなのか、再度お聞きしたいと思いますが。

○議長（安達丈夫議員）　デジタル行政推進課長。

○デジタル行政推進課長（宇野　誠）　今のご質問の部分ですけれども、私先ほどの説明で、除雪車のオペレーターというふうな表現をしてしまいましたけれども、実際に除雪を行う際にはオペレーターともう１人補助者がおりまして、大きい除雪車であれば同じ運転室内に１人、オペレーターと一緒に補助者が座る形を取るでしょうし、小さい除雪車ですと、伴走という形で別の車で後ろからついていって除雪をしておるものですから、実際にはこのスマートフォンを操作するというのは、補助者側がすることを想定しております。

議員がおっしゃられるように、オペレーター本人が操作難しいと思いますし、どうしても作業に一生懸命でスマートフォンの操作をしそびれたりとか、そういったことも考えられますので、今後の運用、実際にどうシステムがあるべきかというのは、この事業自体がほかの自治体で先行事例があるものですんで、そこのうまくいっている点と、よくなかった点というのをよくお聞きして、その事業者選定の段階で、そういったものをしっかり仕様書に定めながら進めていければいいかと考えております。

○８番（小熊　正議員）　是非、恐らく住民の方からの情報、または要望が多く寄せられると思われます。それを一々現地の除雪作業者のほうに連絡をされると、非常に作業性が悪くなると思われますので、住民の方にすれば、今どこにいて、早く自分のところに来ていただければありがたいというようなことを連絡されると思います。そういうためのシステムじゃなくて、安全に早く作業ができるようなシステムに取り組んでいただければ、私は非常にいいシステムではないかなと思っていますので、その辺十分気をつけながら取り組んでいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（安達丈夫議員）　ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫議員）　しばらくしてないようです。

質疑なしと認めます。

本案は、会議規則第39条第３項の規定により、委員会付託を省略することについて採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

したがって、本案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

板倉議員。

○６番（板倉恵一議員）　ただいまの提案でありますが、この中でサテライトオフィスについては物すごくいいことと私も思っております。

ただ、場所的に文化会館の楽屋を使うという部分につきましては、私的にはもっと場所を考えたほうがいいじゃないのかなというふうに思います。というのは、あそこは冬場はなかなかお年寄りの方もそうです。車を持っていてもなかなか行けないような場所であります。たとえ……

○議長（安達丈夫議員）　板倉議員。ちょっと場所が……

○６番（板倉恵一議員）　違いますか。

○議長（安達丈夫議員）　ＧＩＳの話で、これから採決をしますので、すみません。

○６番（板倉恵一議員）　ＧＩＳ、あれは一緒だろ。同じあれの中に入っているんでしょう。いいでしょう。だから討論でいいんだよね。

○議長（安達丈夫議員）　分かりました。失礼しました。

○６番（板倉恵一議員）　ということで、私的には平場のところにサテライトオフィスが進出するのについては物すごく大賛成であります。そういう部分では、交通の便を提案されて、その中でサテライトオフィスをされる部分については大賛成ですが、今の場所においてはいかがなものかなというふうに思っているところであります。

以上であります。

○議長（安達丈夫議員）　ここで、暫時休憩とします。

（午前１０時３９分）

○議長（安達丈夫議員）　大変お待ちどうさまでした。それでは、再開をいたします。

（午前１０時４７分）

○議長（安達丈夫議員）　ただいま、サテライトオフィス整備事業について反対の討論がありました。

それでは、続いてサテライトオフィス整備事業について、賛成の方の討論がありますか。討論ありませんか。

樋浦議員。

○１番（樋浦久夫議員）　私は、賛成の立場で討論をさせていただきます。

文化会館につきましては、施設を残すにも壊すにも莫大な費用が発生すると、そのことは議員各位もよくご存じのことと思います。

このたび、村の方で大変有利な補助制度を探し当ててくれまして、これはどちらかというと文化会館の長寿命化を図りつつ、大変いい事業だと思います。弥彦総合文化会館サテライトオフィ

ス整備事業のほか、先ほど小熊議員から質疑がありました除雪車の位置管理システム、それからマイナンバーカードの村民カード化構想、それから予約ワゴン車の運行システムと、非常に効率な国庫補助をよくも探し当ててくれたなというふうに、私は職員の方に敬意を表する次第でございます。

よって、私はこれに賛成をいたしますの立場で討論をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（安達丈夫議員）　ほかに、討論はありませんか。

古川議員。

○５番（古川七郎議員）　反対の立場ですが。

○議長（安達丈夫議員）　ここまで。

○５番（古川七郎議員）　今、樋浦議員が述べられたとおり、私は要するに、文化会館のデジタル化の問題は非常に難しいと私は判断しているんです。

そこだけは私、どうしても賛成できないということで、なぜ反対するかというと、確かに建物の延命ということも考えられますけれども、それはこれでやったら一つの予定どおり、私いかないと思います。ましてや、あれをやっちまったらあらゆることは、もう本当のデジタルの関係の仕事でしかできなくて、あとのものは、あの建物、全く無意味に恐らく存続も何もかもできないと思います、金銭的にも。

だから、本当にデジタルのことは非常に私は、本当にデジタルとの関係する方は一生懸命補助というか、国の探していただいて、それだけは私は感謝しております。

ただし、あの場所でやるのはちょっと難しいと判断する意味で、私は反対をさせていただきたいと、このように思っております。そういう意味で、その場所では私、反対。やることに対しては何ら問題、大賛成ですけれども、そういう点では今言ったように感謝申し上げますが、あの場所じゃ非常に難しい、このように判断しますんで、私は反対討論をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（安達丈夫議員）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　賛成の方の討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　反対の討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫議員）　しばらくしてないようです。

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第36号について、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（安達丈夫議員）　賛成７名と認めます。着席ください。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

お待ちどうさまでした。

次に、日程第11、議案第37号　令和４年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第６号）について、ご質疑はありませんか。

小熊議員。

○８番（小熊　正議員）　それでは、公営事務所長にお尋ねいたします。

先般の説明のときに、弥彦競輪場施設改修事業の中で、当時工事を行っていたら古い給水管が埋設されていたために、それを移動しなければ工事にならないということで、新たに補正提案されたことと思われますが、当初、鹿苑側の工事が行われるときに、当然設計監理見積りということもされておったのではないかと思われます。

その時点で、給水管が埋設されているということは分からなかったのかどうかをお尋ねしたいと思いますが。

○議長（安達丈夫議員）　公営競技事務所長。

○公営競技事務所長（柳川治美）　小熊議員のご質問にお答えします。

当初から分からなかったのかということなんですが、設計監理の時点で地盤調査の関係もございますので、試掘は行っております。ただ、その試掘の際には、この水道管には当たらず、その時点で発見はできなかったというものになります。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　小熊議員。

○８番（小熊　正議員）　当然、設計監理、当初の見積り作成するとき、少し時間的、ただその状況を当然把握していたのではないかという気もするんですが、本当に分からなかったなんていうのは、ただその当時の入り口の改修工事だけが優先的にされて、その辺が分かっておったけれども、それならなかったのではないかという感じもしないでもないんで、やはり設計監理に問題があるのではないかなという、私はするんですが、工事をやっていて行き当たりばったりにそこにこういう問題がありましたというのもあり得るかも分かりません。

だけど、今までの場所を改修する訳ですから当然、その中にはどういう状況になっているかというのが事前に分かった取組されるべきではないかと思います。そうすることによって、同じ金額かかっても、後で補正しなくても始めるときの予算でできるのではないかなという気がするんで、その辺今やっていてやらないものじゃなくて、今後まだ競輪場においてもいろんな改修が行われる部分があると思います。そういうところも十分、当然、担当職員の方も一緒に立会いされるとか、いろんな取組をされていると思うんですが、その辺も十分今後考慮されながら、やはりかかるのはかかってもそれは当然だと思います。

後になって工事やって完了もしないのに、途中でまたこういう問題があったから、また設計監

理、新たにやり直し、また補正をするというのは、そういうところに問題があるのではないかと思っていますので、その辺の考えを改めてお聞きしたいと思いますが。

○議長（安達丈夫議員）　公営競技事務所長。

○公営競技事務所長（柳川治美）　小熊議員のおっしゃること、大変ごもっともと思っております。ご指導いただきありがとうございます。真摯に受け止めまして、今後また改修などの工事ございましたら、そのときには今のお言葉生かしていければと考えております。

今回、この水道管について一言言わせていただきますと、実は地盤の調査のときに、水道管に一度当たっております。当たってはいるんですけれども、そこから競輪場内、彌彦神社さんの敷地の中に入ってまいりますので、その敷地内の配管について確認もさせていただきました。ただ、そこで厳密な確認ができない場所にあったというところがございまして、今回の移設の工事が増加になったというところもございます。

そういうのもありますが、今後工事するときに関しましては、慎重に審議を重ねて、できるだけこういうことが起こらないようにさせていただこうと考えますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

本案は、会議規則第39条第３項の規定により、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。本案は委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

したがって、本案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております議案第37号について、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第38号　令和５年度弥彦村一般会計補正予算（第１号）について、ご質

疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

本案は、会議規則第39条第３項の規定により、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。本案は委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

したがって、本案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております議案第38号について、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第39号　令和５年度弥彦村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について、ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

本案は、会議規則第39条第３項の規定により、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。本案は委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

したがって、本案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております議案第39号について、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決しました。

次に、日程第14、議案第40号　弥彦村認知症高齢者グループホーム新築工事請負契約の締結について、ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

本案は、会議規則第39条第３項の規定により、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。本案は委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

したがって、本案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております議案第40号について、起立によって採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第41号　弥彦競輪場鹿苑側入場口新設工事請負契約の締結について、ご質疑はありませんか。

柏木議員。

○７番（柏木文男議員）　先般、議会のほうで入札関係の関係で申入れがしてあったと私は記憶しているんですけれども、どういう方が入札をしたか、金額が幾らになったかという申出をたしかしたと私は思っておりますが、それは今回添付されておりませんが、そのことについてどうでしょうか。私の勘違いであればいいんですけれども。

○議長（安達丈夫議員）　答弁を求めますが。

総務部長。

○総務部長（志田　馨）　今、誰に答弁を求められた、村長でしょうか、議長でしょうか、私でし

ょうか。

○７番（柏木文男議員）　建設企業課長になるんでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　競輪場鹿苑側の入り口工事。

○７番（柏木文男議員）　そうすると、競輪所長さんでしょうかね、公営競技の所長さん。そういうのはいってなかったんでしょうかね、今。行政と私たち、議員としてはちゃんと申出をしてあったと思いますが、そのやつが皆さんのところに、各課にいってなければ、こういう事態にならないと私は思っていますけれども。

○議長（安達丈夫議員）　総務部長。

○総務部長（志田　馨）　多分、昨年12月の頃だったように記憶をしておりますけれども、議長さんとでしたでしょうかね。小林、当時村長のほうにそういった入札の結果情報等を教えてほしいというような申入れがあったようには記憶をしていて、小林村長のほうは、そんなことはたしかしないというふうに断ったというふうに記憶をしています。

違いましょうかね。

○議長（安達丈夫議員）　そのように思いますが。

再質問。

柏木議員。

○７番（柏木文男議員）　私たちは、入札に対して賛成、反対が出てくると思うんです。そういう中で、請負契約をしたときに、どういう業者が入ったのか、幾らでしたのかというのがやはり重要になってくると私は思っております。そういう中で、申入れがいつどきやったのかというのがちょっと忘れたんですけれども、その中で各課にそういう情報というのはちゃんとしてあるんでしょうかね。それをちょっとお聞きしたいなと思っています。

○議長（安達丈夫議員）　総務部長。

○総務部長（志田　馨）　先ほど、申したとおり、小林村長がお断りしたので、各課のほうにも伝えておりました。

○議長（安達丈夫議員）　３回目……。

○７番（柏木文男議員）　申出した後、私たちまだ聞いてないんですよ。申出はしたけれども、議長名で申込みはしてあったけれども、私はそのやつは聞いてないと思う。だから今回質問させてもらいました。

○議長（安達丈夫議員）　じゃ、この件については、また議員懇談会がありますから、そのときにまた検討したいというふうに思っております。

以上で質疑終わりますけれども。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

本案は、会議規則第39条第３項の規定により、委員会付託を省略することについて採決いたし

ます。

お諮りします。本案は委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

したがって、本案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております議案第41号について、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎村長挨拶

○議長（安達丈夫議員）　以上をもちまして、本臨時会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって臨時会を閉会いたしたいと思いますが、閉会前に村長からご挨拶をお願いいたします。

村長。

○村長（本間芳之）　急な提案にもかかわらず、全議案可決いただきまして、誠にありがとうございました。

デジタル田園都市国家構想交付金を活用いたしまして、文化会館の長寿命化を図り、利活用を進めてまいります。あわせて、新型コロナウイルスワクチン予防接種についても、５月実施に向け、鋭意準備いたしております。

今後も議員の皆様のご支援をお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

○議長（安達丈夫議員）　ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（安達丈夫議員）　以上をもちまして、令和５年第２回弥彦村議会３月臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午前１１時１１分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　安　　達　　丈　　夫

署 名 議 員　　古　　川　　七　　郎

署 名 議 員　　板　　倉　　恵　　一